

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで
私は、昭和36年9月30日までB社の関連会社であるA社に勤務し、同年10月1日付けで同じ関連会社であるC社に転勤した。

しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人と同様にA社における厚生年金保険被保険者資格を昭和36年9月30日に喪失し、C社における同被保険者資格を同年10月1日に取得したことが確認できる複数の同僚の供述から、申立人は、両社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社に係る被保険者名簿により昭和36年10月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、直前の勤務先がD社（A社及びC社と同様に、B社の関連会社）である4人については、同社に係る同被保険者資格の喪失日が同日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者

名簿における昭和 36 年 8 月の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主と連絡が取れないことから不明であるものの、事業主が昭和 36 年 10 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和60年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月18日から同年8月16日まで

私は、昭和44年8月12日から平成25年10月7日までB社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る人事異動簿及び職員原簿並びに同社の事業主の供述から判断すると、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事異動簿等の記録により、申立人に対し昭和60年8月16日付けでA社からC社への出向が発令されていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和60年6月の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

てB社は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険の被保険者記録における資格喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和 60 年 7 月 18 日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 2 年 10 月まで
私は、A 市役所が新庁舎に移転する直前に、旧庁舎において、申立期間の国民年金保険料を私の夫の同期間の保険料と一緒に現金で納付した。
申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、平成 4 年 3 月 19 日に、昭和 63 年 10 月 16 日付けで第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更及び平成 3 年 11 月 14 日付けで第 1 号被保険者から第 2 号被保険者への種別変更（厚生年金保険加入による第 1 号被保険者資格の喪失）の届出が受け付けられていることが確認できることから、当該受付日までは、申立期間は第 3 号被保険者期間とされており、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、前述の受付日（平成 4 年 3 月 19 日）時点において、申立期間のうち、平成 2 年 1 月以前の期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、「A 市役所が新庁舎に移転する直前に、旧庁舎で納付した。」と主張しているところ、A 市は、新庁舎への移転は平成 4 年 11 月であったとしており、申立人が主張しているように、申立期間の保険料の納付時期が庁舎移転の直前とするならば、当該時点において当該期間に係る保険料は過年度納付によることとなるが、同市は、「新庁舎の移転前後の期間を含め、従来から市役所の庁舎内において、保険料の現年度納付は可能であったものの、過年度納付を行うことはできなかった。」と回答している。

なお、前述の被保険者名簿によると、平成 4 年 12 月 22 日に、同日時点で保険料納付の時効が到来していない期間である 2 年 11 月から 3 年 3 月までの

保険料が過年度納付されていることが確認できるところ、申立期間は当該納付時点（平成4年12月22日）では、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 50 年 3 月まで

私の父は、申立期間当時において同居していた私と母の分と一緒に 3 人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと話しており、私の両親の保険料は全ての期間において納付済みとなっているが、申立期間は私だけ納付済期間とされていない。

父は、私の国民年金手帳に記載されている記号番号とは別の記号番号で、私の保険料を納付していたと思うので、申立期間について保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在所持している国民年金手帳に記載されている記号番号とは別の記号番号が存在するのではないかと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳に記載されている記号番号は、前述の払出簿により昭和 50 年 4 月 24 日に払い出されていることが確認でき、当該払出時点においては、申立期間のうち 43 年 9 月から 47 年 12 月までの保険料は、時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は、申立人の父親が集金人を通じて納付していたと主張しているところ、前述の払出時点においては、申立期間のうち昭和 48 年 1 月から 49 年 3 月までの保険料は過年度納付の対象であることから、集金人を通じて納付することはできない期間であるほか、同年 4 月から 50 年 3 月までの保険料は、同年 4 月中であれば集金人を通じて納付することが可能な期間であるが、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿で

は、当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる記載は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人及びその父親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5088（福岡厚生年金事案 1890 及び 2897 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月27日から47年9月1日まで

私がA社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会にこれまで申立てを2回行ったが、いずれも記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間において、A社と一緒に勤務した同僚の姓名を思い出したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る初回の申立てについては、i) 申立人が姓名を挙げた同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のいずれからも、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての具体的な供述が得られないこと、ii) 申立期間における事業主は所在不明であり、当時の関連資料も無いため、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づく平成22年3月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 その後、申立人は、申立期間中にA社に在籍していたことを示す資料として、同社に在籍中に買収業務に携わったとする施設の土地に係る不動産登記簿謄本等を提出し、再度申立てを行っているが、i) 当該不動産登記簿謄本には申立事業所の名称及び申立人の姓名の記載は見当たらず、申立

人が申立期間に申立事業所に勤務していたことは確認できないこと、ii) 申立人と一緒に当該土地取引に携わったとされる上司及び同僚は、それぞれ当該土地取引に係る所有権移転登記が行われたとする昭和46年より前に申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる上、当該上司は、「当該土地取引に係る所有権移転登記が行われた時期に在籍した事業所はA社ではない。」と供述していること、iii) 適用事業所名簿によれば、申立事業所は昭和44年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち、同日から47年9月1日までの期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できることなどから、既に福岡委員会の決定に基づく平成22年11月25日付け年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

- 3 今回、申立人は、申立期間と一緒に勤務していた同僚の姓名を思い出したことを新たな事情として再度申立てを行っている。

しかしながら、初回及び2回目の申立て時において、当該同僚には既に申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等について聴取を行っており、これは、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、また、当該同僚からは、申立人の年金記録の訂正が必要とされるまでの供述を得られない。

このほかに福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（熊本）厚生年金 事案 5089（熊本厚生年金事案 112、649、702、801、926、946、961、971、979、九州（熊本）厚生年金事案 4657 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月10日から55年12月5日まで

私は、申立期間において、A社の職場責任者として勤務し、B業務に従事していた。同社から、給与が支給され厚生年金保険料を控除されていたと思う。

今回、新たな資料や情報は無いが、再度審議の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料が無いこと、ii) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落が無い上、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していること、iii) 申立事業所の当時のC支店長及び元総務担当者等は、申立人は当該事業所における厚生年金保険の加入対象者であるD職等ではなかったと説明していること、iv) 申立人が提出した「E教育に係る受講証」には、厚生年金保険料の控除を確認することができる記載は見当たらないことを理由として、既に年金記録確認熊本地方第三者委員会（当時。以下「熊本委員会」という。）の決定に基づく平成20年11月12日付け、22年12月15日付け、23年3月2日付け、同年8月10日付け、24年1月12日付け、同年5月9日付け、同年8月1日付け、同年9月26日付け、同年12月19日付け及び年金記録確認九州地方第三者委員会（以下「九州委員会」という。）の決定に基づ

く 25 年 5 月 16 日付け年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や情報は無いものの、申立期間においてA社の職場責任者としてB業務に従事し、厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと主張するものであるが、これは、熊本委員会及び九州委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情と認められない。

そのほかに、熊本委員会及び九州委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 12 日から 38 年 2 月 21 日まで
② 昭和 38 年 9 月 14 日から 41 年 3 月 19 日まで
年金事務所の記録では、私の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
私は、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給調書により、申立期間に係る脱退手当金の請求が昭和 41 年 4 月 25 日に受け付けられたことが確認できる上、脱退手当金支給調書には、申立期間の脱退手当金に係る支給対象期間及び支給額が記載され、当該脱退手当金の支給手続が行われたことを示す「小切手 41. 7. 19、交付済」の押印が確認できる。

また、A 社に係る脱退手当金の支給記録がオンライン記録により確認できる当時の同僚は、「私は、A 社を退職するとき、退職金として支給されたのが脱退手当金で、その時に同社が手続をしていたことを知らされた。」と供述しているところ、前述の裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄に、A 社及びその所在地の印が押されていることが確認できる上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 4 か月後の昭和 41 年 7 月 19 日に支給決定されていることなどを踏まえると、申立期間当時、同社においては、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 26 日から 61 年 3 月 26 日まで
私は、昭和 53 年 12 月 17 日から 63 年 12 月 8 日まで A 社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
私は、申立期間において、病気等での休職や一時退職をしたことも無く、継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において休職や一時退職をしたことも無く、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない旨主張している。

しかしながら、A 社に係る資料を保管している B 社が提出した申立人に係る社員管理表によると、退社日の欄に「19840225」及び入社日の欄に「19860326」と記載されており、申立人は昭和 59 年 2 月 25 日に一旦退社した後、61 年 3 月 26 日に再入社したことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録においても、申立人が A 社を一旦離職（昭和 59 年 2 月 25 日）した後に、同被保険者資格を再取得（昭和 61 年 3 月 26 日）していることが確認できることから、申立人が申立期間に継続して同社に勤務していたことがうかがえない。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先が判明した 20 人に照会したところ、このうち 2 人が、申立人は同社を一旦退職し、その後再入社したことを記憶しており、申立人が退職から復職するまでの期間は、2 年以上あったと思う旨供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。